収　入 印　紙

貸しコンテナ賃貸借契約書

借主　　（以下、「甲」という。）と　貸主　株式会社　武蔵野貨物（以下、「乙」という。）は、乙所有のコンテナについて、次の通り賃貸借契約を締結する。

第１条（コンテナ）

甲は乙の所有する下記コンテナ（以下、「本コンテナ」）を賃借し、乙はこれを賃貸する。

記

利用の所在地　：

種類（サイズ）：

数　　量：

第２条（使用目的及び範囲）

甲は本コンテナを物品の保管場所としてのみ使用するものとし、それ以外の目的には一切使用をしてはならない。

第３条（期間及び更新）

賃貸借期間は、令和　　年　　月　　日より令和　　年　　月　　日までとする。

但し、契約期間満了の３ヶ月前までに、本契約のいずれの当事者から、解約の通知がなされないときは、本契約は期間満了から自動的に延長されるものとする。

第４条（賃料）

本契約の賃料は、１カ月　　万円とし、甲は、毎月末日までに、その翌月分を乙の指定する下記の銀行口座に振込で支払うものとする。

但し、１カ月に満たない月の賃料は、日割計算とする。

また、賃料が経済事情の変動、公租公課の増額等で、近隣の賃料との比較等により不相当となったときには、乙は契約期間中であっても、賃料の増額の請求をすることができる。

記

振り込み指定銀行：　　ゆうちょ銀行　０３８（ゼロサンハチ）支店

普通口座

（記号）１０３３０－（番号）７７２０５７５１

口座名義人　　カ）ムサシノカモツ

第５条（乙の管理責任）

乙は、甲が本コンテナ内に保管した動産に対して、管理責任を負うものではなく、保管物の罹災、盗難、汚損、破損、品質低下、カビ、黄ばみ、雨漏りによる汚損等の損害が発生したとしても、理由の如何を問わず、乙は甲に対して一切の責任を負わない。

第６条（保管対象物の制限）

甲は、次に掲げる動産の搬入又は保管をしてはならない。

① 宝石、貴金属、有価証券、権利または事実を証明する文書
② 書画、骨董品、勲章、美術品
③ 設計図書、マイクロフィルム、フロッピーディスク、コンピューターソフト、及び磁気テープ
④ ①から③に準ずるもの
⑤ 揮発性を有するもの、爆発物その他危険物
⑥ 生物、動植物、死体、その他臭気を発するもの、腐敗変質しやすいもの及びコンテナを汚損するおそれのあるもの
⑦ 法令の規定または公序良俗に反するもの
⑧ その他保管に適さないと認められるもの

第７条（賃貸借期間中の中途解約）

1　甲の事情による中途解約の場合、甲は乙に対して、少なくとも１ヶ月の期間を定めて、その旨を予告しなければならない。ただし、甲はこの予告に代えて１ヶ月分の賃料を乙に支払うことで、直ちに本契約を解約することができる。
2　賃貸借開始後２ヶ月未満の解約については、２ヶ月に満たない部分に係る賃料を違約金として、甲は乙に支払う義務を負うものとする。
3　乙の事情による中途解約の場合、乙は甲に対して最低３ヶ月前までに、その旨を通知するものとする。

第８条（鍵）

鍵は原則として乙が用意するものとする。契約終了時に、甲は直ちに乙に鍵を返却するものとする。

第９条（使用注意義務）

甲は本コンテナを善良なる管理者としての注意義務をもって使用し、乙が定めた使用規則を遵守しなければならない。

第１０条（禁止事項）

甲は次に掲げる行為をしてはならない。

① 乙の同意なく、本コンテナの現状等を変更すること
② 本コンテナの使用権の全部又は一部を譲渡、転貸、担保に供すること

③ 本コンテナの全部または一部を名義の如何を問わず、第三者に使用させること

第１１条（通知義務）

1　甲は次に掲げる事由が生じた場合、遅滞なく乙に通知しなければならない。

① 甲が法人、個人に関わらず名称、氏名、住所や電話番号に変更があったとき

② 本コンテナを汚損または破損したとき

2　なお、甲から乙へ名称、氏名、住所や電話番号の変更通知が無い場合、変更前の住所への通知をもって、甲に通知したものとみなす。

第１２条（立入権）

1　乙は管理業務遂行上必要が有るとき、または第２条の使用目的、第７条の保管対象動産の制限、あるいは第１１条の禁止事項に違反しているとの疑義あるときは、あらかじめ甲に事前通知をした上で、本コンテナ内に立ち入って、点検その他適宜の借置を取ることができる。但し、緊急を要する場合には甲への通知なくして立ち入る事ができるものとする。

2　司法権の発動により、関係官公署から、本コンテナ内の動産につき、押収または証拠品として求められた時も前項と同様の措置が取れるものとする。但し、甲の債権者等が本コンテナ内への立入権を主張する等の請求があっても、その事由の如何を問わず、乙はそれに応じないものとする。

第１３条（損害賠償及び損害保険の加入）

1　甲が故意または過失により、本コンテナを汚損、破損し、または他人の保管物に損害を与えた場合、甲は遅滞なく、その旨を乙に連絡し、かつ乙の請求に従い、甲の負担において修理するとともに、それによって生じた一切の損害を賠償しなければならない。

2　天災地変、火災、盗難等乙の責に帰することのできない事由によって生じた甲の損害については、乙は一切の損害賠償の責を負わない。

3　甲の保管動産に対する損害保険の加入は、甲の任意とする。

第１４条（契約の失効）

1　天災地変その他乙の責に帰することのできない事由によって本コンテナを使用することが出来なくなった場合は、本契約は当然にその効力を失う。

2　本物件の全部または一部が公用収容及び都市計画その他行政処分による収容、関係官公署の使用制限等を受けたとき、本契約は当然に終了する。

3　本条による契約の失効に際しては、甲はいかなる名目でも乙に対して金銭その他の請求はしないものとする。

第１５条　（乙の契約解除権）

1　甲が次の各号のいずれかに該当したとき、乙は甲に対し、何ら催告することなく、直ちに本契約を解除し本コンテナの使用禁止を請求することができる。

①月額賃料の支払いを、支払い指定日を越えて２ヶ月以上滞納した場合、又は、通算で２回の滞納が発生した場合
②第１１条に定める禁止事項に違反したとき
③強制執行及び保全処分または滞納処分を受けたとき
④破産、和議、会社更正、会社整理の申し立てをしたとき

2　甲が本契約に違反し、かつ乙からの連絡が不可能な状態になった場合には、乙は連絡不可能になった日から１ヶ月を経過した日をもって、本契約は解約されたものと見なすことができる。

第１６条（反社会勢力の排除）

1　乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合、甲に対して催告することなく利用契約を解除することができるものとする。
（１）　暴力団、暴力団員、暴力団構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋、及びこれらに準ずる反社会的な集団（以下、「反社会勢力」）に属すると認められた場合
（２）　反社会勢力であることを標榜した場合
（３）　反社会勢力に対する資金や便宜の供与等で関与している場合、若しくは反社会勢力を利用した場合
（４）　反社会勢力が経営に実質的に関与していると認められる場合
（５）　自ら又は第三者を利用して、乙に対し暴力的行為、詐術、脅迫行為、不当要求行為、業務妨害行為等の違法又は不当な行為を行った場合

2　前項による解約により乙が損害を被った場合には、乙は甲に対し、その損害の賠償を請求することができるものとする。
　なお、前項による解除により甲に生じた損害について、乙は一切の責任を負わないものとする。

第１７条　（明け渡し及び現状回復義務）

1　甲は、契約終了若しくは契約解除により本契約が終了した場合には、乙と協議の上、定めた期日までに、本コンテナ内に保管する物品全てを自己の費用で収去し、本コンテナを現状に服した上で、乙の立会いの下乙に明け渡すものとする。

2　甲は、前項の場合において、移転料、立退料、その他一切の請求を、乙に請求しないものとする。

第１８条（残置物の処理）

契約期間満了若しくは契約解除により、本契約が終了した後１カ月経過後も甲がコンテナ内部に保管していた物品の引取をしない場合には、乙は任意の方法、時期及び価格にて当該物品を処分し、その代金を甲の未払い賃料、賠償金、遅延金、その他の費用に充当できるものとする。

また、各納品の処分費が、売却額を上回る場合には、その差額を乙は甲に請求できるものとする。

第１９条（民法の適用）
　本契約に定めのない事項については、民法の規定を適用する。

第２０条　（信義則及び契約外事項）
　甲及び乙は、信義に基づき本契約を履行するものとし、本契約各条項に定めのない事項及び疑義が生じた事項に関しては、関係法令及び慣習に従い、甲乙供に、誠意をもって協議し決定するものとする。

第２１条（管轄裁判所）
　甲及び乙は、本契約に関して紛争が生じた場合には、乙の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄とすることに合意する。

　以上締結したので、契約書を二通作成し、甲乙記名押印の上、各自１通ずつ所持することとする。

令和　　年　　月　　日

甲
　住所
　名称　　㊞

乙
　住所　　埼玉県蓮田市根金１５５５－１
　名称　　株式会社　武蔵野貨物
　　代表取締役　大出　泰彦　　㊞